

Title	水戸学立原派における「民富論への模索」：小宮山楓軒と大内正敬を中心として
Sub Title	Tachihara Party's primary discussion towards the people's wealth : around Komiya Fuhken and Ohuchi Masataka in Mito school
Author	小室, 正紀
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.特別号-I (1990. 9) ,p.38- 58
JaLC DOI	10.14991/001.19900901-0038
Abstract	
Notes	飯田鼎教授退任記念論文集：経済史・思想史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900901-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

水戸学立原派における「民富論への模索」

——小宮山楓軒と大内正敬を中心として——

小室正紀

1 課 題

後期水戸学は幕末の尊皇攘夷論を先導したばかりでなく、近代日本形成に少なからぬ影を投げかけた思想として無視できないものである。筆者は別稿において、この後期水戸学改革派の主流となった藤田派の農政論を取り上げて、その性格を検討した。⁽¹⁾

後期水戸学の背景となった18世紀末から19世紀初頭の常陸農村はいわゆる「農村荒廃」の厳しい状況下にあったが、それでも、寛政・文化期頃より新たな農民余剰の可能性が生まれていた。別稿で取り上げた藤田派の農政論は、農村におけるこの厳しさと新たな可能性を認識すると同時に、外交的危機＝「外患」の切迫を強く意識したものであった。貧富の平等化という名目の下に、検地、抑商を軸とした強力な改革農政を行い、農民余剰の可能性を抑え、既存の政治権力の財政基盤を立て直すとともに、強力な改革政治それ自体がもたらす「平地に波をおこす」ような作用により「民志を一に」する。これが藤田派の農政論の性格であったと考えた。

しかし、後期水戸学の内部で、この藤田派農政論に対して疑問や反対がなかった訳ではない。改めて言うまでもなく、幕末における後期水戸学内部の党争については古くから指摘されており、またこの派閥対立に農政論の違いも関係していたとも言われている。⁽²⁾したがって、後期水戸学の農政論を藤田派の思想のみで代表させるとすれば、それは後期水戸学ひいては幕末の農政論の備えていた多様性と可能性に目を閉じることになるだろう。ところが、従来の研究では、水戸学内部に農政論の違いがあることは、指摘されてきたものの、藤田派以外の農政論については未だに十分な検討が加えられていないように思われる。そこで本稿では、おなじ後期水戸学改革派に属しながら藤田派農政論とは異なった視角を持っていたと考えられる立原派の農政論の特質を考察してみたい。

ところで、立原派のこの「異なった視角」ということについて、本稿での具体的な見通しを述べるならば、それは農民間における富の形成を何らかの意味で肯定する視角のように思われる（これ

注（1） 拙稿、「水戸学藤田派農政論の認識と思想」、三田学会雑誌 vol. 82 特別号Ⅱ（中村勝己教授退任記念論文集）、1990. 3.

（2） この問題については、多くの論文があるが、とりあえず乾宏己、井上勝生「長州藩と水戸藩」（『岩波講座日本歴史12』1976所収）の乾宏己の指摘を上げておく。

を仮に、立原派における「民富論への模索」と呼ぶことにする)。この見通しのもとに、本稿では次の諸点を考察したい。すなわち、立原派の農政論に「民富論への模索」が史料に即して認められるか。認められるとすれば、それは如何なる農村経済の認識のもとに生まれて来たものなのか。さらにまた「民富論への模索」を彼等は、政治姿勢としてどのように正当化しようとしたか。これらの諸点である。

なお、後期水戸学は周知のように立原翠軒(1744~1823)の学問と思想に始まるものであり、後に立原派、藤田派に別れる小宮山楓軒(1764~1840)と藤田幽谷(1774~1826)もこの翠軒門下の高弟と後輩であった。一方の幽谷は若年ながらこの翠軒門下を代表する俊秀であったが、寛政9年頃より『大日本史』の編纂方針などをめぐり師翠軒と対立しはじめた。この対立は彰考館の主導権を巡り深化し、文化期ごろからは後期水戸学は翠軒と同調する立原派と幽谷の門人およびその同調者の藤田派に分かれ、思想的にも感情的にも対立することになる。しかし、文化9年(1812)ごろからは上士層を中心とした保守的な門閥実利派の力が強くなり、文政期(1818~29)には藤田派・立原派を問わず改革派の考えは藩政に反映しなくなるが、その後文政12年(1829)に藩主斉脩が没し、これを機に改革派(藤田派・立原派)は協力して斉昭を新藩主に擁立するために動き、これを実現する。この結果、中士、下士を中心とする改革派が復権し天保改革に向けて動き出すわけだが、その中で主導権は藤田派が握ってゆく。このような状況の中で、特に文政末年から、具体的な改革のあり方を巡って立原派と藤田派の農政に対する視角の違いが顕著になったと思われる⁽³⁾。

ところで、このように両派の農政論の対立が特に明確になる文政期以降、立原派の農政論を代表していたのは小宮山楓軒とその周辺の手代層であろう。そこで本稿ではまず楓軒の主張を中心に立原派の農政論を検討し、つづいて楓軒の手代であった大内正敬の主張を取り上げて、合わせて立原派農政論の思想史上の性格を考察したい。

2 小宮山楓軒の農政論

⁽⁴⁾
小宮山楓軒は、明和元年(1764)に、彰考館生員の父昌徳と多賀郡の農民細金伝衛門の女である母さのとの間に生まれている。15歳から立原翠軒に師事し23歳の時に、五人扶持、小普請組、史館勤務という極めて低い身分で家督を相続した。その後、寛政の農政改革にさいして寛政11年(1799)に郡奉行に登用され、「当役郷地居住」(農政担当者が城下ではなく担当の郡の中に役所を置き居住する方針)の最初の一人として南郡紅葉村に住居し、以後22年間にわたってここで民政と農政の実務を経験し、大きな成果を上げたといわれている。その間、文政元年(1818)には二百石取りの中士格に

注(3) 以上の経緯については、水戸市史編纂委員会編『水戸市史』中巻2、中巻3ならびに乾宏己「水戸藩の天保改革」(『茨城県史研究』23, 1972)。

(4) 楓軒の経歴については、『水府系纂』彰考館蔵、ならびに茨城県史編纂会編『茨城県史料』幕末編1近世地誌編解題、茨城県発行、1971。清水正健『水戸文籍考』(1922)須原屋書店による。

なっている。しかし、門閥実利派の藩政掌握により文政3年に郡奉行を解任され文政期には閑職にあったが、改革派の期待をになった斉昭襲封(文政13年)後は、町奉行・御側用人などになり、改革の方針を巡りことあるごとに斉昭に進言を繰り返している。楓軒自身は地味な人格で、また派閥的な対立を好まず、立原・藤田両派の融和をつねに願っていたが、改革の方針に関しては藩主斉昭＝藤田派路線に様々な面で反対を表明している。水戸領内一円総検地実行が決定した直後の天保9年(1838)12月に隠退をし、天保11年(1840)に没している。

さて、この楓軒ならびに立原派の農政論はどのような形で残っているであろうか。立原派には藤田幽谷の『勸農或問』のように一つの明確な主張を体系的に打ち出した書物があるわけではない。しかし、現実に藤田派の農政論が議論にのぼり、さらに藤田派主導の農政が進む過程で、彼等はその場その場で反対を表明し、様々な場合に断片的に主張を吐露している。この点では、立原派の農政論は積極的な政策の提言というよりは藤田派の政策に対する批判としての性格が強い。しかしこれらの断片的批判を整理し全体的に考えてみると、そこに自ずから立原派の農政論の視角が浮かんでくることも確かだ。そこで楓軒が藤田派の方針に反対している諸点の中から、検地と商業統制の問題をとりあげて、その農政論の視角を検討することにしよう。

〔検地、土地税制〕

藤田派の農政改革方針の中心を占めるものは領内一円総検地とそれに伴う土地税制改革であったが、小宮山楓軒とその周辺が繰り返し反対していたのもこの検地政策である。藤田派は「検地は領主の歳入増大のために行うのではなく、土地税制の不公平を正して、地味相応の年貢にし、百姓の難儀を救うために行う」⁽⁵⁾(大意)ということを繰り返し宣言していた。また実際に行われた天保検地とそれに伴う税制改革では結果として、藩の歳入は検地以前に比べて、ほとんど不変ないし微減というものであり、⁽⁶⁾表面的には彼等の公約が守られた形で終わっている。それだけに、藩主斉昭ならびに藤田派は、貧富の不公平を正すという検地の仁政的な正義を信じて疑わなかった。天保7年に斉昭は「今回の検地に反対するものがあっても、それは富農だけであり高の知れたことだろうから、二、三十人も首をはねるつもりで、断固おこなうべきだ」⁽⁷⁾(大意)と決意を表明しているが、このような暴力的ともいえる強硬さは藤田派の者達が改革路線の仁政としての正当性を確信していたことを窺わせるものといえよう。

このような検地への動きに対して、楓軒は、「経界乱候間正候事可然と蒙仰候＝付再三思慮仕候所愚老臣何と考え申し候而も容易ならず此節は何レも御手を付られ候事相成兼申候義と奉存候」⁽⁸⁾(天保8年9月)とあくまで反対の旨を表明し斉昭を諫めようとした。その理由として楓軒は、天保

注(5) 『水戸藩史料』別記, 1917.

(6) 前掲、『水戸市史』中巻3, 第16章第8節。

(7) 前掲『水戸藩史料』別記。

(8) 『楓軒先生秘録』巻6, 国立国会図書館蔵(活字本は『茨城県史料』幕末編1所収)。

7年7月8日ならびに天保8年9月の上書⁽⁹⁾で、「天保凶作といった時節柄、人心が動揺して治まりがつかなくなる」、「民が郡奉行のことを信じている様子とは思えない」、「三十年ばかり前に伊勢の藤堂氏が検地・均田を行おうとして騒動が起こっている」(大意)といった理由を上げている。これらの理由は要するに騒動を警戒したもので、楓軒の反対もこれらの理由のみだとすると、単なる慎重論に過ぎないであろう。しかし、楓軒はこれらの慎重論とともに、「経界を正す」ということに対する根本的疑問も提示している。

この根本的疑問の第一のものは、次のようなものである。

「寛永の検地御郡奉行兩人迄切腹被仰付候程之悪縄ニ御座候へバ元より上中下之値ニ相違も有之敵詰り徳田損田も多く有之候百姓共其俣ニ而先祖より持伝へ或は農業精入勝手取直し自分働ニ而買入候も不少候而徳田ハ自然と富人へ帰し損田ハ貧人へ残り候様罷成候義ハ経界の乱候計ニハ無之(中略)今是を改直し貧富損得無様仕候ニハ経界を正しく仕候而已ニ而ハ不相成の上中下の位をも直し取付をも入かへ不申候而ハ不罷成候間御収納ハ相過し可申候へ共是迄農事出精之富民ハ先祖以来持伝へ候産を失ひ或ハ買入候多金を損亡候⁽¹⁰⁾」

つまり、楓軒の考えでは、水戸領の耕地の乱れは、「兼併」(不正な土地集積あるいはそれを行う豪民のこと)により近世後期になって起こったものというよりはむしろ、二百年前の寛永検地の段階からあるものであり、当時から肥瘦の評価、面積の計測が不統一で、もともと損な田畑と得な田畑があったためである。そして重要な点は、代々の農民はこの個々の耕地の条件を勘案して田畑の相続、耕作への勤勞、田畑への投資、経営の再興などを行ってきたということである。それを検地を行って平均にしてしまつては勤勞によって富民になったものの利益を害し、また勤勞の意欲を失わせることになるというのである。

農村経済の巨視的な拡大よりも「本百姓」体制を理想とし、貧富の平均化を重視する藤田派の観点からすれば、この楓軒の主張は「兼併」地主支持・貧民切り捨ての論理に思えたかもしれない。しかし、おそらく楓軒は、こような有利な田畑の存在は、藤田派が主張するように直ちに一部の「兼併」の豪民への富の集中を生むというよりは、中農層以上の比較的広い範囲の経営に余裕をもたらすと考えていたと思われる。この考え方の違いが生まれた背景には、常陸の「兼併之弊」の実態(=農民層の分解の仕方)について立原派が幽谷とは全く違った認識をしていた、ということがあがるが、このことは、次節で考えることとして、ここではその点を指摘するに留めておく。

小宮山楓軒の第二の根本的疑問は、近世の貢租が歴史的にみて過重なものであることを藤田派の検地論が認識していないという点に向けられている。改革の情熱に燃える藤田派の者達は耕地を均分した中国古代の井田法を精神として、検地による耕地の整理を唱えていたが、楓軒はこの井田法を持ち出すことにまず疑問を投げかける。「経界を正すと申義孟子被申候は古への井田に復し十ヶ一の税を収め候而王政を被行候義と相見へ候所只今是を御行候共連も十ヶ一ニハ不相成候間

注(9) 同上活字本, p.419, 457。

(10) 同上, p.457。

名は同しく候へ共実ハ異なるへく奉存⁽¹¹⁾候」。この楓軒の批判は、井田法は十分の一という軽租の下で初めて行われていたことで、それに対して現在は時代が違い、とてもそんな軽租にはできないのだから、今、田地の平等化のようなことを行つたとすれば、軽租という実質が伴わない名目だけの物になる、という点であろう。また井田法を理想とした検地は「十ヶ一の租を御収納の御了簡＝無之候而ハ不相当候」と述べ、井田法を理想化して検地を行うことの時代錯誤性を突いている。

このような井田法理想化の批判をおこなった上で、楓軒は、古代の租庸調から近世の貢租にいたる歴史を考え、近世貢租を性格づけている。それによると、租庸調は合計でも十分の一の軽い税であったが、中古以来次のように変わってきた。

「其後の世に相成候而名田多く占候大百姓を大名と申候而所謂私田畠山杯の類＝罷成候、其小作仕候奴婢の類今の小百姓＝而御座候、右故天子へ指上候租の外＝小作人より大名への収納多く御座候間只今の形＝相成候、又乱世打つゝき大名ハ不及申其家の子共農業のいとまなく皆武士となり候故終に土民と分れ候事＝ハ成行申候、当御代に罷成候而も右之引付にて四公六民と御定上へ四分百姓へ六分被下候間、元來其租輕からず御座候、其上＝財利を度り候姦吏出候而其外＝額外種々のかかり錢を仕出し下を剝し取候故今に至り候而ハ是を取に組入候へハ六公四民よりも重く何程も百姓に手取無⁽¹²⁾之候」

つまり、近世の貢租は中世の名田の小作料が、兵農分離と共にそのまま持ち込まれたもので、元來、租税としては輕くない。しかもその上に様々な掛物がかかっている。それが近世の貢租なのだととらえる。この歴史的把握から楓軒は「然るに此額外のかかりせんを減し心得もなく田畑の界を正候迎孟子の意に當るへしとは愚ハ不存⁽¹³⁾候」と、明確に検地反対を結論づけている。

ところで、この検地の実行と密接不可分に結び付いていたのが、畑方貢租の貨幣納換算率（＝畑方石代金）改定の動きである。常陸の畑方石代金は、二百年前の寛永期に定められたもので、その後の物価変動のために非常に輕いものになっていた。これに対して藤田派は、別稿でも検討したように、この畑方石代金は不当に輕いものであり、この有利な畑方を豪民が買い集め、それが貧富の差の拡大の元凶ともなっていると考えた。したがって、彼等は物価の実勢にあわせて畑方石代金を改定し、その財源により他の税制改革を行うべきだと主張していた。

事實、藤田派の主張に基づいて行われた水戸藩天保検地・税制改革は、(1)全体としては石高（公定生産高）の打ち出しは行わず、貢租負担の再調整により損な田畑と得な田畑の不平等を解消することを主眼とする、(2)再興不可能な荒地は引高にする、(3)繁雜な雜税を整理廃止する、といった原則でおこなわれ、石高にして28%余りの減高という結果を招いた。⁽¹⁵⁾このため、もし畑方石代金の改定を行わなければ、一挙に莫大な歳入減少になるはずであった。したがって、畑方石代金の改定は、

注 (11) 前掲、『楓軒先生秘録』卷4。

(12) 同上、卷6。

(13) 同上、卷6。

(14) 前掲、拙稿。

(15) 前掲『水戸市史』中卷3、第16章第8節。

藤田派にとっては他の改革を行うために不可欠な政策であった。

このような藤田派の主張に対して、小宮山楓軒は比較的早くから危惧を抱いていたようだ。このことは、斉昭襲封まえの文政12年(1829)に楓軒が著した『農政座右』⁽¹⁶⁾で既に畑方石代金の改定に反対していることからわかる。この『農政座右』は、楓軒の農政書としてはもっともまとまったものであるが、内容は古今の諸書の異説を比較検討した農政制度史であり、政策上の自説の表明という点では非常に禁欲的な書物である。そしてこの禁欲的な『農政座右』のなかでほとんど唯一、政策上の主張を行っている部分がつぎのような畑方石代金の改定に関するところである。

「秀按に、寛永・正保の廉価にて真米と見ること、統記の地子粟三升より来りしなれば、其理はこれあるべけれど、関東薄地畑地ノ益少し、民の一息を伸ぶるものは、この廉価あるのみなれば、たとへ理ありとも必高下すべからず、殊に田米の豊歉により、価も高下あることなれば、其価を以て畑より収むるものまで高下するも如何なり、其起りは兎もあれ角もあれ、関東の通法動かすべからずと心得たること宜しきなり」⁽¹⁷⁾

つまり楓軒は、たとえ「理」はあっても、この「民の一息を伸ぶるもの」を改定すべきではないと、畑方石代金改定に反対の見解を表明しているのである。また深読みになり過ぎることを恐れずと言うならば、楓軒は検地に関しても畑方石代金改定に関しても、藤田派が言うような税制制度上の合理性の回復や貧富の不公平の是正よりも、今農民余剰の生じている部分＝「民の一息を伸ぶるもの」を摘み取らないことが重要と主張していると言えるだろう。

〔農村の商業化問題〕

ところで、この畑方の営利性の問題は税制ばかりでなく商品作物生産や商品流通と密接に係わっていた。この点に関して、藤田幽谷が商品作物生産や農村の商業化に対して否定的であったことは既に多くの所で指摘されているが、立原派ないし楓軒周辺の者たちは、どのように考えていたのであろうか。

このことに関して、加藤寛斎(1782?~1866)の『菜園温古録』という農書が一つの参考になると思われる。加藤寛斎は文化期(1804~17)から文久期(1861~63)まで、栄進することもなく水戸藩の一无名下級郡吏として五十年以上にわたり過ごした者だといわれている⁽¹⁹⁾。また、寛斎は藩の政争にも、特定の学派にも係わっておらず、立原派の者というわけではないが、著作のなかで小宮山楓軒や紅葉村時代の楓軒の手代であった坂場流謙(1749~1820)のことについて好意的に言及しており、⁽²⁰⁾

注(16) 小宮山楓軒『農政座右』(瀧本誠一編、『日本経済大典』32巻、啓明社1929所収)

(17) 同上、p.375。

(18) とりあえず、本稿と同じ視点でこの問題を検討した前掲の拙稿を上げておく。

(19) 瀬谷義彦「加藤寛斎随筆 解説」(茨城県史編纂近世史第一部会編『近世史料4 加藤寛斎随筆』1975所収)。

(20) 小宮山楓軒については、加藤寛斎『菜園温古録』(『日本農書全集』巻3、1979 農山漁村文化協会、所収)p.341、また坂場流謙については『加藤寛斎随筆』(茨城県史編纂近世史第一部会編『近世史料4 加藤寛斎随筆』1975、所収)p.40。

どちらかという立原派的な農政観の持ち主であったようである。『菜園温古録』はこの寛齋が天保2年(1831)から慶応2年(1866)まで折りにふれ書き足して完成した農書と思われるが、その特色は、ほとんど畑方作物中心だという点だろう。しかも随所でそれぞれの作物の市場価格に注目し収益性を考えている点も注目すべき特色である。また棉作などについては常陸の粗放的な耕作に問題を感じ、常陸の農民が尾張などを見習って集約的な商品作物生産に取り組むことを希望している。ただ、全体としては加工原料作物に関する記述よりは常陸の農民が明日からでも作付けできる最終消費向けの商品作物に関する言及が多く、このような点は同時代の、例えば大蔵永常『広益国産考』などと違う点である。しかし、いずれにしても、この『菜園温古録』の特色は、畑方商品作物生産による農民の収益拡大を考えているという点であり、それは、天保期の藤田派の農民的商品生産への否定的な視角とは正反対である。しかもこのような寛齋の視角の背後には、農民を勤労に励ませる原動力についての、次の一文のような経験的な認識があったと思われる。

「近世の人力古の勢に異り弱く、村々人別減少して、当時の高さへ手に余れりて、中々にがゑんぜづ、然ば申年の大凶荒廻り来りて、穀物貴く、且穀の価も高シ、夫より農民俄に目覚、勦めざるに木を仆し、野原を穿ち、山岳に挙て土のある所へ開発し、作る所へ皆所務に成て、糧充滿して経営穂のなるがゆへに、当時に至迄皆開発をなせり、人別も殖たる事なく、人力も古へより俄に募べき様もなけれど、精と不精ハ一心によれりといふべし、かゝれば、上の御下知にもよらず、己の心より発らざれば、成就する事なしがたし」⁽²¹⁾

つまり、上からの命令ではなく、市場収益性への開眼こそが農民に勤労意欲をもたらし、生産の拡大につながるという考えがあったのである。

そうだとすると、畑方こそはそうした意味での勤労意欲を強く刺激する場であり、そこに生まれている余剰を摘み取ることは、農民の僅かな余裕ばかりでなく勤労意欲をも殺ぐことになる。立原派の農政論、とりわけ畑方石代金の改定反対、畑は「民の一息を伸ぶるもの」という主張の背後には、寛齋のような現場の郡吏と共通した畑方商品生産に対する肯定的な見方があったと考えて良いであろう。

さて、生産された商品作物がどれだけ収益性を持つかは、言うまでもなく生産物を販売できる市場機会がどれだけ個々の農民に開放されているかによる。その意味では当時の農政は商品流通政策と不可分なものであった。この点で天保期の状況はどうであったかという、城下町水戸の商業が農村商業の勃興により衰退していたという当時の観察が目につく。例えば天保3年には「御城下上下御町次第第ニ相衰へ古昔に比し申し候へ見るかけも無之と申程に罷成候」、「商品も右ニ順し寛文之頃ハ造り酒屋百十四軒御座候所段々郷村へ造酒株売払只今ハ僅十四軒ならてハ無之候、其外商売も皆是ニ順して申候」⁽²²⁾というような衰退ぶりであり、その原因は、「町人同様商売仕候義ヲ相

注(21) 前掲『加藤寛齋随筆』p.128。

(22) 『楓軒先生密策』下、国立国会図書館蔵(活字本は『茨城県史料』幕末編1所収)。

好候者村村＝出来仕⁽²³⁾」という在方商業の展開であった。

この問題に関する、藤田東湖ら藤田派の考えは基本的には、「村方の商業を厳しく取り締まる」⁽²⁴⁾というものであった。一方、楓軒は、この問題に関する斉昭からの下問に対して、「百姓ノ商人＝成候事不宜候とは存候へ共」「一朝一夕之事ニハ無之年を重ね候自然之勢＝而是を俄＝古来候如く引返し御城下繁栄為仕候ハ只今の困窮商人共ニ而ハ我々共如何様＝存候共決而出来不仕候事＝而御座候⁽²⁵⁾」と答え、農村の商業は弊風ではあるがやむをえないとしている。そして対策としては在株の認可による問屋の拡大と規制を進言しているが、これも余り積極的ではない。この消極性の原因は、一つには村方の商品流通力のもつ有効性を認識していたからであろう。天保7年凶作の翌年の秋、酒造を「町方だけに許可してはどうか」との斉昭からの下問にたいして、村方に「酒肆無之候而は米売候所ニ指支申候⁽²⁶⁾」と述べ、領内の酒造原料米需要をおよそ二、三十万石と推計し、在方酒屋を禁じた見返りに、この原料米を藩が買上げにするとしても、とてもそれだけの資金は藩財政から支出できるはずもないと反対している。

村方の醤油醸造が常陸では酒造と並んで盛んであったことを考えると、この楓軒の指摘は、村方の商品流通と需要がこのような原料穀物に関しては莫大で、もはやこの流通を無視して農政も語れないということを示しているものである。また楓軒もそのような点を認識して在方商業の展開を容認すべきであるという考えであり、この点でも藤田派の抑商論と極めて異なるものであったといえよう。

さて、以上みてきた小宮山楓軒等の農政に対する考え方はつぎのようにまとめられるだろう。近世の高率貢租の下では、領主に把握されていない多少の徳田・損田の違いや、畑方定額貢租の有利性があっても仕方がないのであり、そのような状況を前提とした投資、選択的耕作、「散田棄作り」、市場機会の把握などにより農民は初めて余剰形成の機会を掴んでいる。しかも、こうした機会を掴んでいる農民は必ずしも一部の豪民だけではない。したがって、国の基盤である農村が豊かであるとすればこのような状態を基本的には放置せざるを得ない。このような視角であったといえよう。

3 『勸農或問』頭書』に見る大内正敬の農政思想

〔大内正敬と『勸農或問』頭書〕

前節では、小宮山楓軒が農政改革の進行過程で折々に述べた意見を見ながら、立原派の農政思想を検討したが、この節では立原派に属す手代層の農政論の一例として大内正敬(1784～1854)の場合を取り上げて、楓軒の考え方が農民出身の手代層とも共感しあうものであったことを示したい。

注(23) 同上。

(24) 『郡宰呈書案』1の1、水戸藩産業史研究会写本、彰考館蔵。

(25) 前掲『楓軒先生密策』下。

(26) 前掲『楓軒先生秘録』巻4 p. 427。

大内正敬⁽²⁷⁾は久慈郡留村の名主の子として生まれ、はじめ立原翠軒のもとで学び、翠軒引退後は紅葉村の任地にあった小宮山楓軒に師事したという。20歳頃から15年間は村で名主を勤め、その後文政2年(1819)に藩に登用されて、郡方手代という最末端の下役となり、20年あまり民政に携わった。文政期の著作に『国制摘要』⁽²⁸⁾、『田制要覧』⁽²⁹⁾などの農政書があり、また楓軒没後の弘化2年(1845)には紅葉村時代の楓軒の民政上の苦勞・努力を書き記した『精慎録』⁽³⁰⁾を残している。

これらの農政書もそれぞれに検討しなければならないものではあるが、本稿で大内正敬を手代層の農政論者の一例として取り上げたのは、彼が幽谷の『勸農或問』に対する批評を文政の末年頃に書き残したことが知られているからである⁽³¹⁾。須田家文書の中に残されているこの批評を見ると、これは藤田幽谷の『勸農或問』の写本に頭註の形でほとんど隙間なく書き込まれたもので、批評部分は全体では400字詰の原稿用紙にして45枚程の長さに昇る徹底的なものである。しかも内容は幽谷の主張に対する疑問と反論に満ちており、これを見ることによつて藤田派の農政論との相違が総合的に分かると思われる。そこで本節ではこの『『勸農或問』頭書』を材料にして、立原派の一手代の農政論を検討することにする。

さて、この『『勸農或問』頭書』(以後『頭書』と略す)において、大内正敬は幽谷の提起した政策に対して具体的にどのような主張を展開しているのだろうか。正敬は、ほんの数ヶ所を除いて、ほとんどあらゆる幽谷の改革案に反対している。しかし、反論の主要な鋒先はやはり『勸農或問』の中心的主張——検地実行論と抑商論——に向けられていると言ふべきだろう。この『勸農或問』の検地実行論というのは、検地により農地間の税負担の不公平を正し、年貢負担の不当に軽い農地を集積している「兼併」(＝豪民、土地集積地主)の利益を断ち、貧民の難儀を救い、さらに一定以上の農地の集積を禁じる「限田」を目指そうというものである。また、抑商論は、農村への商業の浸透、農業の商業化を奢侈や怠惰の元凶、ひいては小農の離農の原因と考え、賤商尚農の立場から農村の商業化を規制してゆこうという主張である。これらの主張に対し正敬はどのような反論を展開しているのだろうか。以下、正敬の反論を検討してみよう。

『頭書』における反検地論

検地実行論に対する『頭書』での正敬の反論はまず第一に次のような「兼併之弊」に対する幽谷との評価の違いから出ている。

注(27) 大内正敬の経歴については、柴原節子「大内玉江の研究」(『茨城県史料』6 1977)を参考とした。

(28) 瀧本誠一編、『日本経済大典』巻15、史誌出版社、1928、所収。

(29) 同上。

(30) 小野武夫『日本農民史料聚粹』巻11、酒井書店、1970、復刻版。

(31) この史料の紹介は瀬谷義彦「大内正敬の勸農或問批評」(『郷土ひたち』9, 1963)で行われている。

(32) 「須田家文書勸農或問写本」、須田家文書、文部省史料館所蔵No. 27J-2465。本稿の引用はすべて当文書による。

(33) ただし、「須田家文書勸農或問写本」では上巻の頭註は「上巻の頭書は巻末へ出す」と断り、巻末にまとめて浄書してある。

「この兼併の条は（『勸農或問』上の兼併の弊を論じているところをさす）他国の事を少し聞きて、筆まかせに書きたる物と見へて実用少し。第一御国は御先代より田地売引明白にして、民間も大低に、なかから抽たる豪民の甚少き事は他に並て見る時は目前に分る事なり。……（中略）……貧窮にも又次第あり何程働ても田禄少く仕合あしき事多くして、困究するもの有り。又大もの草にて酒色に耽り貧すものあり。富るものも親より貰ひ受て富ミ非道をする者あり、自身農事を出精して富む者あり。聖人の世といへとも、古口分田の時といへ共、貧福は有りたると諸書に明白なり。然れハ先つ御国中は先御代の政行届て兼併を大さうにとり立るほどの豪民ハなしと思ふへし。少しの貧福を此書の儘に意得て平均せんとせハ、老子小鮮のたとへの如く、却てかきまハし過て肉の味を失ふ事有るへし。」（⁽³⁴⁾）内は筆者の付加説明、以下同様。

つまり正敬は、第一に常陸の場合、貧富の差は「少々の貧福」であって、幽谷の言うような「兼併を大さうにとり立るほどの豪民」はないと言う。そして幽谷の兼併の説は実態を掌握したものでなく「筆まかせに書きたる物」だと断定しているのである。

ここで正敬が言っているように、近世後期常陸に全く豪民＝土地集積地主がいなかった訳ではないが、常陸では人口減少の中で農業奉公人や小作人の確保が難しく、大豪農が生まれるというよりは3石から11石の中農層に集中する傾向が確かに強かったようである。⁽³⁵⁾ その意味では存在していた貧富の差は平均すれば「少々の貧福」であり、しかも「貧福」の「福」に分類される者も、必ずしも豪農ではなく比較的多数の中規模の小富農というべきものである。したがって幽谷が主張する検地は、こうした者たちの余剰を削り「肉の味を失う」ような結果をもたらす。これが正敬のここでの批判点と考えるべきであろう。

また上の引用には、この「少々の貧福」は本人の勤惰により生まれる部分があり、それはいつの世にもあるものだという見方が出ていることも注意すべきだろう。この見方は『頭書』の他の処でもしばしば繰り返されている。例えば、

「限田にしても出精の者ハ作るに不足し、物くさ者ハ田地を荒し不貢生るゝもの有り、一概には論じかたし。兼併を無理に破らんとて土地など改るハ理の様なれ共、富民の貧民金銭をかし融通するハその田地の加減のよきを見込てかし引せし故、そこに破れ生じてハ民の金を閉るは相談の上にもなく、自ら其理になるなり。……（中略）……今の如く何もかも金銭にて世界になりては田地も自ずから不平になる事天地の大勢にて、所詮一國斗にて古の如く田地を平均に割付けたりとて中々富強に及ぶ事あらず」⁽³⁶⁾

といった如くである。この個所で正敬が考えていることは、個人の能力や勤勉さの違いにより多少

注(34) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、日本経済大典版「勸農或問」（龍本誠一編、『日本経済大典』巻32、啓明社、1929所収）p. 219相当個所の頭註。以下「大典版 p. 000相当」という形で頭註個所を示す。なおこの引用部分は瀬谷義彦によっても紹介されている。

(35) 前掲、拙稿。

(36) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版p. 263相当。

(37) 同上、大典版p. 219相当。

の貧富の差が生じるのは「天地の大勢」であり、それを何等かの改革で「百姓をきり揃たる」⁽³⁷⁾ようにしてしまうことは必ずしも正しくはないということであろう。

これらの例から考えると、正敬は「少々の貧富」の発生に対して現状放任的な姿勢であるといえるが、この姿勢は検地と密接に関連している田畑売買や、二石五斗代の改定問題に関しても同様である。田畑売買について幽谷は『勸農或問』で、検地を実施した後は「妄に売買することを許さず」もしやむをえず売買する者には「所部の官司へ申條を経て後に」許し、しかも契約税を徴収するというを考えている。⁽³⁸⁾つまり強度の田畑売買規制により、再び貧富の差が生まれることを防ごうとしているのである。これに対し正敬は「人情に戻る時ハ其事行れずして壞の生ずるは幕府の売買を禁ぜし事の届かざるにてもしるべきなり。年久しく百姓の私業なりたる田地なれば僅の売買の一條一條に證に不行の令と見へたり」⁽³⁹⁾と、幽谷の案が人情に合わず実行不能なものであるとして、改革に反対しているのである。

また、畑方年貢の貨幣納換算率「二石五斗代」を、現状の物価に近付けて改定（増税）しようという幽谷の主張に対しては、楓軒同様に次の様に極めて強く反対をしている。「弍石五斗代のことは天下の通法にてひとり我国斗の事に非ず。関東弍石五斗代と称して幕府の大法。寛永以前の相場ハともあれ起りハこの弍石五斗代にある事にて、此深き意味は読書家のしる所にあらず。……（中略）……御国にては畠米をば見セ物にして実ハ金にて取也。金にて取る時は又それだけニ民を救ふて弍石五斗の定価を立たる基だ仁政なるべし」⁽⁴⁰⁾。つまり、二石五斗代は起源は物価に応じたものであったかもしれないが、今は「幕府の大法」であり民を救うための仁政だ、という解釈であり、『勸農或問』のこの個所の主張に対して「此横斂の一條尤僻論なり」⁽⁴¹⁾と非常に強く反発している。

【『頭書』における反抑商論】

『勸農或問』のもう一つの主要な主張である抑商論に対しても、正敬の『頭書』は極めて批判的である。幽谷は「⁽⁴²⁾ 勞苦なくして富を為し、奢侈の媒と成りて民心をそこなふ者は商賈の民なり」という考えから多面的な商業抑制策を提案している。それらは、⁽⁴³⁾ (1)席次、言葉使いなどに関して農を常に商の上座に置く、⁽⁴⁴⁾ (2)農村で半農半商の形で営業をすることを禁じる、⁽⁴⁵⁾ (3)規定の農村の商人以外の者が商業に走った場合には賦税を重くする、⁽⁴⁶⁾ (4)「諸荷口錢」などの形で、流通に課税する、⁽⁴⁷⁾ (5)農村の商人規制策にもかかわらず、「游惰」な者がある場合には蔽罰に処する、⁽⁴⁸⁾ (6)町人などの中には「侈惰によりて貧困せる者」も有る故、「末業」(=商業・雑業)の者へは「御救の金」を下賜しない

注 (38) 前掲「勸農或問」p. 270。

(39) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 219 相当。

(40), (41) 同上、大典版p. 250相当。

(42) 前掲「勸農或問」p. 275。

(43), (44), (45) 同上、p. 276。

(46) 同上、p. 277-279。

(47) 同上、p. 276。

(48) 同上、p. 282。

といったものにまとめられる。

これに対して正敬は(1)については「何程百姓を重んじ町人を賤る令有りとも貧富の勢に推れて自ら其令の不行」とこの格式上の賤商策を「誠の空論」と批判している⁽⁴⁹⁾。(2)(3)(4)に対しては、酢・醬油・酒屋のような必需品を扱う商人を「村々悉く止たらハ難儀なるべし」と農村商業の必要性を指摘し、また農村の商人・流通への新たな課税については「農を止めて商に走るもの賦を重く取られて割に逢ハぬ事すべき理なし。又百姓へ重く利をかけて売出すハ必然也。これにて商人の困ると思ふハ浅智の至り也⁽⁵⁰⁾」と述べ、結局はこれらの課税は物価に転嫁され農民の負担を増すだけだと論じている。さらに(5)に対しては隠れて商売をする者を生む「不義の大刑⁽⁵¹⁾」となると警告し、また(6)に対しては「誤りて放蕩者の窮身に御救を下さるも有べけれ共、夫ハ誠の誤にて偶々の事也。夫を爰に大騒に書なして……(中略)……御救を止んとするハ不仁の甚敷也⁽⁵²⁾」と、多少の不心得者があったとしても身分に係わらず「四民の無告者」を差別なく救うのが仁政だと論じ、この立場から反論している。

つまり、ここに概観したように正敬は『頭書』において、『勸農或問』の抑商論に対してもあらゆる角度から反対しており、そこには幽谷の抑商論に対する一片の共感もないと言えるだろう。

【『頭書』における正敬の経済観】

ところで、以上の正敬の姿勢は極めて現状肯定的といえるが、これは上記の場合のみでなく『頭書』全体の基本姿勢でもある。しかも、正敬は『頭書』においてほとんど全ての幽谷の改革案を否定しているが、かと言って幽谷の案に代わる新たな改革政策を提言している訳ではない。つまり幽谷の改革案の否定はそのまま現状肯定に結果としてはなっているのである。弍石五斗代の改定に反論する個所で、正敬が頭書きしている次の様な部分は、かれのこのような姿勢をよく表している。

「俗吏の旧法になづみ金科玉條と意得たるは、論者より見れば愚なるようなれど、抜群の事は格別、聖人より以下にて妄に屢法をかえる事甚よろしからず……(中略)……吏も下民も旧例になれたるハ人聞よろしく、何ほどよき事にも新法はいやがるもの也……(中略)……しかし国富むという見留も有らば行ふべけれど、……(中略)……それだけの大功見えざるならばやはりそのまま据置たる法、人気の請よろしく且ハ祖法をも重んじ孝道にも叶ふべし⁽⁵³⁾」

これは、本居宣長の『秘本玉くしげ』を思わせて興味ある一文だが、このような旧法尊重の姿勢が、政治改革に対する正敬の保守性を示していることは確かである。また、こうした姿勢が「姑息の弊⁽⁵⁴⁾」、「別而穩当々々と申様」な政治態度として藤田派から強く批判された点でもあるのだろう。

注 (49)、(50) 須田家文書「勸農或問写本」頭書。

(51) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 277 相当。

(52) 同上、大典版 p. 282 相当。

(53) 同上、大典版 p. 237 相当。

(54) 藤田東湖「壬辰封事」(高須芳次郎編『藤田東湖全集 第6巻』章華社1936) 所収、p. 132。

しかし、『頭書』における正敬の政治的改革案への反対・批判は、必ずしも頑迷な保守主義者の変化に対する単なる反発ではなかったのではないだろうか。むしろ、『頭書』の反対・批判の背後には、本居宣長の保守主義の場合同様に、一定の経済観があるようである。

この経済観の一つは、経済の自律性に対する漠然とした信頼のようなものである。例えば、『頭書』が書かれたと思われる文政末年頃には農村に復興の兆しが見えていたが、この点を捉えて、正敬は幽谷の兼併打破の政策を次の様に批判している。

「恐くは此時（幽谷が『勸農或問』を執筆した時点、寛政11年頃）此策（幽谷の提言）に従へ兼併を無理に破んと願せば大患を生ずべきなり。今三十年を経て両三年却て農間悉く農を勧メ、荒蕪の田地も追々開るは人別の返したると米穀の貴とにありて、兼併の破れたるによると(55)はいひがたし」

ここでは、両三年の農村の復興が人口増大と経済状況の変化による米価上昇により自然に進んでいることを指摘し、それに比べれば「兼併を無理に破」というような人為的な規制がいかに無意味であるかを論じているのである。

また、当時、散田棄作といって年貢が割高で費用を掛けて耕作しても損な田畑をわざと手を抜いて荒らして作り年貢が免除されるようにしてしまうことが行われていた。この慣行に関して、幽谷は、元々年貢の割高割安を生むような「経界の不正」があるからこのようなことが起こるのであり、検地をして耕地間の年貢負担の損得を無くし平等にすればこのようなことは起きないと考えた。(56)これに対して正敬は、「此散田棄作は経界の不正斗と思ふは誤也。人別さへ多ケればたとえ割に不合田地にてもよく作る也。……（中略）……人別に応じ田地不足の時は棄作にせよと下知しても棄作にはせぬ事なり」と、(57)ここでも人口の増減すなわち耕地需要の大小が散田棄作が行われるか否かを

決めているのであって、このことに比べれば年貢負担の不平等は大きな原因ではないと考えている。これらの例からは、米価や耕地需要の変動という経済要因のほうが、政治的な規制や改革よりもより強く農村の状況を決定すると正敬が考えていることがわかる。しかもこうした経済要因による社会の変動を正敬は決して否定的には捉えておらず、むしろそれを「天地の大勢」として容認しているかのようである。そして、この容認の姿勢の背後には経済の自律性への漠然とした信頼のようなものがあるとは言えないだろうか。

さて、もう一つの正敬の経済観として、民間で形成されようとしている富を正当なものとする見方があるといえる。先に紹介した幽谷の検地実行論や畑方貨幣納換算率「弍石五斗代」改定論への、正敬の批判の根拠にも実はこの見方がある。

ところで、幽谷の検地実行論や「弍石五斗代」改定論は、耕地間の税負担の不公平が貧富の差を拡大する源となり、「徒に僥倖の者の幸となりて、貧民蘇息の期なし」(59)「民之多幸国之不幸也」(60)とい

注 (55) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 229 相当。

(56) 前掲「勸農或問」p. 216。

(57) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 216 相当。

(58) 同上、大典版p. 263相当。

(59)、(60) 前掲「勸農或問」p. 207。

う状況を生むという認識から出ていた。この認識に基づいて、幽谷は「有_レ国_レ有_レ家者、不_レ患_レ寡、而患_レ不_レ均⁽⁶¹⁾」というように、豊かさよりも平等を重視する改革方針を打ち出していた。こうした幽谷の「民之多幸国之不幸也」「不_レ患_レ寡、而患_レ不_レ均」という考え方に対しては正敬は『頭書』で強い反発を示し、例えば、次のように論じている。

「民之多幸は国の不幸也とは管子の語にして……（中略）……管商は異端の道を免れず。我聖門宗とする政道に非ず。此民に多幸なからんを志して政を行ハバ不仁の道にならん。人の上たる者ハ志の立抛大切なる事也。筆に任せて論ずべからず。」⁽⁶²⁾

ここでの「民之多幸」とは〔総量としての民間の富〕といった意味にとって良いと思われるが、正敬は「不均」（＝不平等）の除去のためであれ何であれこの「民之多幸」を否定する政治を「不仁の道」と断じているのである。そしてこの見方はさらに、次のような検地論に対する論評にも通じるものだろう。

「今新に検地をセバ荒地に成て五分取三分取などいふもの村によりて三分一に及べり。是等ハ不残打捨にせずんバ新検地の甲斐なし。……（中略）……御高の余り減じたるにより何か補を立んと思ふ心一度生じなバ、捨てもよき荒地を見捨たるハ民御救とハおもふまじ。間田の味ひ有る田地を縄をつめ畠を田に改かえて出石も出来、年貢も余斗にならバ、それこそ民の憂に不堪⁽⁶³⁾」

すなわち、ここで注目すべきことは、現在生まれている民の余剰は、例えそれが貢租制度の乱れを利用した「間田の味ひ」であれ、削ぎ取るようなことは「民の憂」であり、すべきでないというのである。

こうした、正敬の姿勢は、本多正信の発言をめぐる、幽谷との意見対立にもっとも集約されている。幽谷は、本多正信の「百姓は財の余らぬやうに、不足なきやうに治べし」という有名な発言を引いて、免（税率）の高さを、自身耕作を行った場合には余剰が生まれるが小作に出した場合には余剰が出ない水準（＝土地集積を無意味にする水準）に設定すべきだと主張している。⁽⁶⁴⁾これに対して正敬は「本多佐州が台徳院殿へ申しハ誠に千古の悪政にて、民に恩愛をしたうころなく、其弊必ず収斂の基ひをひらく行ひにて……（中略）……かかるあしき了簡をよしとほめて行んとするは以外のあしき者なり。この者（幽谷のこと）ゆへ、此書（『勸農或問』のこと）中多くハ管仲韓非が法を用て聖人の徳義にハ及ざる事おふしと見へたり」と本多正信流の考えを「千古の悪政」と否定し、⁽⁶⁵⁾民の余剰を肯定する立場を明らかにしている。

さらにまた以上のような、民富の形成を肯定する正敬の姿勢の背後には、私的所有について、幽谷と正反対の主張がある。幽谷は、当時商人から御用金を徴収するときに「借りる」という言葉を使っていることを批判して、「国君の上にて国中の物は皆我物なれば、取るとこそ云ふべき、借る

注 (61) 同上, p. 207, 264.

(62) 須田家文書「勸農或問写本」頭書, 大典版 p. 270 相当。

(63) 同上, 大典版 p. 266 相当。

(64) 前掲「勸農或問」p. 270。

(65) 須田家文書「勸農或問写本」頭書, 大典版 p. 270 相当。

と云こと有まじ由孔子も教えられたり⁽⁶⁶⁾と述べ、究極的には全ての物は「国君」の物であるという見方を打出している。これに対して正敬は「国より取るといふハ指定りたる収納の事也。孔子の民に取るとるひしハ上納の事なり。償金等は余斗の事にて借りといふても苦しかるまじ。聖人の世には有まじけれども、貸すといふ事も古より有る事なれば、借りといふハ却て明白なることばなり⁽⁶⁷⁾」と反論する。すなわち、定まった貢租以外は、民からすれば本来差し出す義務のないものであり民の物であるから、それを徴収するときに「借り」というのは当然だということである。ここに、国君の所有権を優先させる幽谷と、民の所有権に敏感な正敬の違いが明白に出ている。そして、正敬の民富の形成を容認する姿勢は、この民の所有権についての感覚に基づいていると言えるだろう。

【『頭書』における正敬の政治観】

さて、以上に見た正敬の姿勢は、経済の自律性を漠然と信頼し、民間の富の形成を容認するものといえるが、このような現状放任の立場を取るとすると政治主体の役割はどこに置かれるのだろうか。正敬自身、郡方手代として政治の末端を担う者でありこの問題は自分自身の存在意義に係わるものであった。また対する幽谷は、「仁政は「必自_二経界_一始⁽⁶⁸⁾」というスローガンを唱え、検地を柱とした強力な農政制度改革を実行することに政治主体の役割を主張している。したがって、『勸農或問』を批判するには、幽谷とは異なった政治主体の役割を提示しなければならないことになる。

この観点から『頭書』を見てみると、正敬は一言で言うならば徳治ということに政治主体の役割を求めていると言えそうである。これを正敬の徳治主義と呼ぶとすると、それはまず民の教化・精神的指導を重視する考え方である。例えば前述の「散田棄作」という問題への正敬の対処の仕方からも、この徳治主義の立場が窺える。対する幽谷が対策として〔検地、租税負担の見直し〕という制度改革を打ち出しているのに対して、正敬はこの幽谷の姿勢を次のように批判している。

「某郷中に有りてよく人気を知れり。散田棄作の有ハ只に田地の高下によりてするに非ず。皆教化の行れず人気の宜からざる所然なり。……(中略)……人の奸をなすを教化を廻り遠として法を決て防んとするは愚の至なり。商君が法にても十年の中に破れの生ずるハ徳を後にして法を先とする故也。政道の第一、徳より始る事にて此万事人道備らば新規の定・法規は不入事なり。此書、一願⁽⁶⁹⁾たる徳を不論ずして甚政道に害ある書なり」。ここには、制度改革により問題を解決しようという幽谷に対し、政治の本道を教化＝精神的指導におく正敬の姿勢が明らかに出ている。

正敬のこの姿勢は『頭書』の随所に現れているが、もう一例を示すと、「生児を殺の悪俗(＝間引き⁽⁷⁰⁾)への対策にもでている。幽谷は間引きの原因を風俗が華美に流れ、庶民が子育てにも金持ちの真似をしようとし、「それがならずば一向そだてざる方がまし⁽⁷¹⁾」と考えるためと見ている。そして、

注(66) 前掲「勸農或問」p. 279。

(67) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 279 相当。

(68) 前掲「勸農或問」p. 263。

(69) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 280 相当。

(70), (71) 前掲「勸農或問」p. 218—219。

この対策として、華美を齎す商業を制度的に規制する前述のような抑商論を展開する。この幽谷の考え方に対して、正敬は「育子の事、風俗勤儉をたのむ斗も云難し。古の六七百年以前は定て風俗の至極勤儉なるべけれども、此国の辺りは育子をせざる風有りとて、僧の親鸞越後より来りて教えをなせしとも聞たり。此は風俗は勤儉なるべけれ共、政道が簡易にて教な⁽⁷²⁾ケればなるべし。」と反論し、ここでも、制度上の改革より教化が重要であることを主張している。

ところで、正敬の徳治主義のもう一つの面は、治者自身の道德性を政治の要諦として重視する姿勢である。この姿勢はまず個々の政策が道德的に恥ずかしくないものでなければならぬという考え方として表れている。例えば前述の畑方貨幣納換算率「貳石五斗代」の引き上げについても、幽谷は他の貢租の換算率（＝御藏値段）を農民に多少有利なように改め、農民を悦ばせておいて、その間に本命の畑方貨幣納換算率を一挙に引き上げるという策を⁽⁷³⁾提案している。これに対して正敬は、「この御藏値段を下げて民を悦ばせ貳石五斗代を破りたる物を贖んといふに至りては誠に戦国詐謀の了簡、民に父母たる君子口にも語るべからざる所なり」と述べ幽谷の策謀的民衆操作の側面に強い嫌悪感をしめすのである。

しかも、正敬の政治観では政治に要求されるのは道德的政策の実行のみではない。なによりも政治の目的は徳の実現であり、またそれだからこそ不道德的な政策も許されないのである。そして其の徳はいかなる形で社会的に実現されるのか。例えば、郡方手代の管理に関する議論にはこの点に関する正敬の考えが良く出ている。幽谷は郡方の手代を管理するに当って、一方で下士に準ずる待遇と名誉を与え「廉耻をみがかしむる」とともに汚職に対しては切腹をもって臨む、という硬軟両面からの統御策を主張している。これに対して正敬は次のような批判を展開する。

「廉耻の道と申ハ上老人より始り士大夫に至り其後に下々に及ぶにあらずして、牧民の職なればとて手代斗りに廉耻の道をしらしむる事天下の大勢をなさずして、老人に切腹をさせたりとて夫にて廉耻の道の立という事管子の術にもなき所也。管子の四維（＝礼・義・廉・耻）ハ国を治の道に非ずや。国に四維の道が立バ何故ひとり手代を責んや。……（中略）……兎角政道は徳を以てすと孔子のとかれし所を旨として、其外の珍らしき事ハ皆異端の道と意得べき事吏司の第一なり。」⁽⁷⁶⁾

正敬の考えでは、徳は君主から始まり下々に普及するものであり、またこうした精神的感化による徳の社会的実現こそが政治の役割なのである。したがって、統御策を用い手代のみを廉耻の道に進まそうとするのは異端の道と言うべきであるというのである。この主張はまさに朱子学的な「修身齐家治国平天下」の政治観の一面を想起させるものであり、また幽谷の統御至上主義と鋭く対立するものでもある。

さて、以上に見た正敬の政治観＝徳治主義は、いふならば正統的な儒教政治観というべきもので

注 (72) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 218 相当。

(73) 前掲「勸農或問」p. 255。

(74) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 255 相当。

(75) 前掲「勸農或問」p. 249。

(76) 須田家文書「勸農或問写本」頭書、大典版 p. 248 相当。

あり、強力な改革政治の実行を主張する幽谷など藤田派の人々から見れば極めて古臭く保守的なものであったに違いない。また反対に正敬の立場から見れば、幽谷に代表される藤田派の政治思想は、確かに革新的なものであったともいえる。しかしその革新性は批判すべき革新性でもあった。そして正敬は、その点を次のように批判しているのである。

「此書（『勸農或問』）一願の志、専ら富国強兵にありて、溫柔教化の政に心なし。天下の政事は周公孔子の道にとどまり、和漢古今の政という時は聖人を祖とせざるへなし。只周の末戦国の時、種々の英雄起りて管仲商鞅が如く富国強兵を論ずるもの有り。いづれも異端の道なれ共、ひときハ珍らしきを以其政行う国ありといえ共、終始全ふしたる国ハ更々不聞。……（中略）……乍去世の末になり行く時は……（中略）……千歳よりあしき物と論定りたる異端の道を為奥し色々弁を付る学者もあるは新規の事を好む心より出て、当時江戸京大阪、此学风専ら行れ医者に古方といふ出て易に古易という者あり歌に古調といふを唱ひ立たるに人を驚す者あり⁽⁷⁷⁾」

つまり、正敬に言わせれば幽谷等の政治思想は富国強兵を主眼とした管仲商鞅流のものであり、また「古方」「古易」「古調」等を生み出した徂徠学系統の物でもある。これらの思想は、新規なものではあるが異端のものであり、政治の本道ではないと評価するのである。

この評価は、当時の藤田派をとらえていた政治思想の新潮流に対比して、正敬の徳治主義が保守的立場に立つことを自ら宣言したものである。しかし正敬の政治観に関して注意すべき点は、この政治的保守性が先に見たような経済観のある意味での進歩性と同居している点である。つまり、政治の精神面・道徳面の強調は、政治主体の役割を徳治の面に限定することになり、その結果としてかえって経済的变化、民間の富の形成の放任を生んでいるといえるであろう。

4 立原派農政論と藩財政

ところで、立原派の農政論が以上のようなものだとすると、当時焦眉の急であった藩財政立て直しとどのように結びつくのであろうか。藤田派の場合には、実現可能性があるかどうかは別として、検地・抑商政策により本百姓体制を再建し、将来はその基礎の上に財政も立て直すという見通しをもっていた。これに対して、立原派の農政論の場合にはここまで見たかぎりでは民富の育成の見通しはあっても、それが直接に藩財政立て直しの政策には結び付いていない。

しかし、彼等の農政論に全く藩財政立て直しへの見通しがなかったわけではないことは、ここに述べておく必要があるだろう。ただ、藤田派の人々が、外患の切迫を強く意識し、藩財政立て直しとそれを基礎とした富国強兵を極めて緊急を要するものと考えていたのに比べ、立原派の財政再建への見通しには、富国強兵の緊急性への認識が弱いということは確かであろう。このような認識の上で彼等が考えている財政再建への見通しの一つは、民富の充実を待って、その後何らかの「富国策」を実行しようというものであった。

注(77) 同上、大典版p. 200相当。

すでに早くから、幽谷は『勸農或問』において、こうした悠長さを批判し、「悠々として十年生聚（十年間民を増やし財を豊かにすること）、然後に功を成さんと欲す」⁽⁷⁸⁾るような政治は「迂遠にして時を濟ふの急務に昧き也」と述べている。これに対して、正敬は『頭書』において、「此作者は欲迷の人と見たり。政をなす者の大戒を犯せり。十年生聚の道は聖人仁心より出たる大道にして商君等が富国の術とは格別相違有る事をしるべし」⁽⁷⁹⁾と反批判を展開している。このことから立原派の考えの中に富国強兵の緊急性への認識が弱く、民富の充実を待って、その後には財政再建という見通しがあったことがわかる。

財政再建への見通しとして立原派の人々が模索していた第二のものは江戸を中心とした広域商品流通ではなかったかと考えられる。ただし広域商品流通からの商業利潤により藩財政を再建しようと試みたのは立原派のみではなく、改革派（立原派・藤田派）が批判した門閥実利派も文政期に盛んにこの政策を展開した。⁽⁸⁰⁾しかし、門閥実利派の広域商品流通掌握政策が、特権問屋を介した経済外強制に支えられたものであったのに対して、立原派は、農民の商品生産活動の成長や殖産興業による国産の拡大と相互依存的に発展する広域商品流通への領主財政投資の機会を模索していたのではないだろうか。

この立原派の模索は実は、寛政期から行われていた。立原翠軒ならびに小宮山楓軒は寛政11年（1799）、に開国・海外貿易論者であった本多利明（1744～1821）に依頼し水戸領内の物産および江戸との舟運送の可能性について調査を内密に依頼している。⁽⁸¹⁾これに対して利明は『河道考』⁽⁸²⁾『国易秘事』⁽⁸³⁾を提出して那珂湊から利根川までを河と運河と湖で結び江戸への舟運を開くことを検討している。しかし当時の財政窮乏の藩にはこれだけの投資の余裕はなく、立原翠軒が間もなく引退したこともあり実行には移されていない。ただ、寛政期から立原派に民力を損なわない形での何らかの広域商品流通への関心があったことは伺えるであろう。⁽⁸⁴⁾もちろん現実には、藩権力の流通過程への進出は、多くの場合既存流通過程や生産者の利益を害する場合が多い。しかし、農業における商品生産と藩権力による流通過程の開拓が相互依存的に発展しようという楽観が当時一般的にあったことはたしかである。たとえば、有名な大蔵永常の『広益国産考』は、藩権力の流通への収奪的介入を批判する一方で、上記のような相互依存的な流通への投資がありうると考えている。⁽⁸⁵⁾立原派の広域商品流

注（78）前掲「勸農或問」p. 206。

（79）須田家文書「勸農或問写本」頭書，大典版 p. 206 相当。

（80）乾宏己「長州藩と水戸藩」（『岩波講座 日本歴史12 近世4』（1976，所収）。

（81）このことに関して、利明と翠軒・楓軒の間に多くの書簡の往来がある（本庄栄次郎編『近世社会経済学説大系 本多利明集』所収）。

（82）同上『本多利明集』所収。

（83）丹善一郎「本多利明の『国易秘事』に就て」，水戸藩産業史研究会報，第四輯，1941.5。

（84）同様な運河計画を宝永期（1704～10）に試みて失敗した者として松波勘十郎がいる。松波は宝永大一揆を引き起こした稀代の奸物として近世後期にも厳しく批判されていた。しかし大内正敬は『国制摘要』の中で、松波の積極的経済政策を再評価・弁護している。ここにも立原派の視角の一端を伺うことができる〔前掲『国制摘要』p. 548〕。

（85）拙稿「商品作物生産と民富論——大蔵永常」（日本経済思想史研究会編『日本の経済思想四百年』，日本経済評論社，1990所収）。

通への模索もこのような視角に基づくものであったといえよう。

以上の二点が立原派の藩財政再建への見通しとして考えられるが、いずれにしても、藤田派の人々には、「悠々として」「迂遠」であると感じられた可能性は大きい。また反対に、この立場に立つ立原派の人々からすれば藤田派の考えは人倫を無視して性急な富国強兵に走る異端の考えと映ったに違いない。そしてこの両者の考えを分けたものは、富国強兵の緊要性に対する両者の認識の違いであると言えよう。

4 むすび

立原派の農政論には、本稿で取り上げた小宮山楓軒と大内正敬に関する限り、中士と名主出身の手代という身分の違いに係わらず、共通した性格があり、ともに藤田派の農政改革論の中心的な主張である領内一円総検地とそれに伴う土地税制改革および抑商政策に強く反発するものであった。また、この反発の仕方にも基本的には共通したものと言ってよいだろう。それは、第一には農村の状態を行政的に改革するよりは放任しておいたほうが農村経済のためにより良いという観点からの反発であり、また第二には今民間に形成されている富はどちらかといえば民のものであり、それに軽々に手をつけるべきではないという観点からのものといえる。さらにこうした観点の背後には、農民は収益を目指してこそ勤労に励むという認識があり、また税制の乱れを利用したものであれ何であれ、現在、農民の下に生まれている僅かな余剰形成の機会を殺ぐことは農村経済に深刻な影響を与えるという認識もある。そして、この立原派の農政観は、民間における総量としての富の形成と拡大を肯定し、むしろそこに社会安定の基礎を求めようとしているものでもある。こうした意味において、立原派の農政論には「民富論への模索」があったと言ってよいであろう。

ところで、こうした「民富論への模索」を正当化するに当って、本稿で取り上げた史料に関するかぎり、楓軒の場合には土地制度・土地税制の歴史的考察に基づいて現状の土地制度の有るべき姿を論じる形が取られている。こうした論拠を展開する背景にはまた詳細で考証的な農政史研究がある。本稿で引用した『農政座右』もそうであるが、その外にも楓軒は公務の傍ら、94冊に上る膨大な古文書集『楓軒文書纂』を編纂しており、これは現代においても中世史研究の貴重な資料である。こうした楓軒に代表される立原派の詳細で考証的な農政史研究への志向には、立原翠軒を介して流れている徂徠学の一面、即ち現実認識のための実証的制度史の重視という面の影響があるといえてよいだろう。そのことは、寛政元年（1789）に立原翠軒が、『大日本史』編集に関して、藩の財政事情と編集完成の日程を考え、志表（人物紀伝の歴史に対する政治経済制度史）廃止の方針を明らかにしたさいに、小宮山楓軒も幽谷と共に廃止反対を表明している〔藤田幽谷、⁽⁸⁶⁾『修史始末』〕ことからわかる。徂徠学には、政治術策的側面と古文辞学としての実証的・考証的側面があるが、藤田派が

注（86） 菊地謙次郎編『幽谷全集』吉田彌平刊 1935。

この政治術策的側面を強く継承しているのに対して、立原派とりわけ楓軒は、考証的側面を強く受け継いでいるといえよう。

一方の正敬の場合はどうだろうか。農政制度史の研究に基づく主張は、本稿では特に取り上げなかったが正敬の『頭書』にも断片的には認められるものである。しかし『頭書』の場合には歴史的考察は「民富論への模索」を正当化するほどの役割は果たしていない。むしろ、正敬の『頭書』では徳治主義という朱子学的なある意味では極めて伝統的な政治思想を主張することにより、政治主体の役割を道德面に限定し、民間での富の形成の放任を側面援護していると言うべきであろう。またそのことにより、藤田派により強く継承されている徂徠学の政治術策的側面を攻撃する論拠ともしている。また藤田派の徂徠学的政治術策的側面への批判という点では楓軒も同意見である。楓軒は天保2年3月に「近代荻生惣右衛門杯申候者以来段々学風浮薄相成御用＝相立兼古代淳厚之風を失ひ氣之毒仕候」〔小宮山楓軒、『楓軒先生秘策』⁽⁸⁷⁾〕と徂徠学の学風を批判しているが、これは徂徠学の政治優先的な側面に対する批判と受け取れる。

なお、立原派の考え方は、藩財政再建という点では、民間の富の充実をまっとうという迂遠な考え方と広域商品流通からの利益の模索が認められるが、緊急な財政再建に関しては必ずしも明確な見通しを示してはいない。しかし、常陸の比較的広い層の農民の利益を勘案するという点では、藤田派よりも実態を把握していたといえる。それは実際に行われた検地・税制改革が、藤田派の仁政の確信にもかかわらず、貧民層からも歓迎されなかったことでもわかる。藤田東湖はこのことに関して「富る民の歎かんとは誰も分りたる事なれども貧き民は喜ばんとのみ計りしにまのあたり其驗し見え難し」⁽⁸⁸⁾と検地の結果が貧民にも歓迎されてはいないことに戸惑いを感じているが、検地の結果はこの東湖自身の言葉からも明らかであろう。このような意味で、立原派は中堅農民層の利益の方向性を確かに把握しており、こうした中堅農民の育成を抜きにして藩の農村的基礎は固まらないと考えていたと思われる。

さて、それではこの立原派の農政論は天保検地の後、どのような展開をするであろうか。実は水戸藩内においては小宮山楓軒の没後、人材に恵まれなかったことや幕末水戸藩の妻まじい政争のために立原派は消滅した。しかし水戸藩の政争から一步離れた立場の者たちに様々な影響を与えた。⁽⁸⁹⁾別稿で扱った土浦藩の名主長島尉信(1781~1867)もその一人である。尉信は天保検地の実行を控え、地方巧者として天保10年(1839)に水戸藩に一時登用されており、その経緯からいえば藤田派に近いものであり、また、彼自身も条件付検地賛成論者であった。しかし、水戸藩に登用される少し前から、派閥に係わらず水戸の農政論、農政史研究の成果を貪欲に吸収しており、その中の多くのものは立原派のものであった。

注(87) 前掲『楓軒先生密策』下、p. 356。

(88) 藤田東湖「常陸帯」下巻(菊池謙二郎編『東湖全集』1907、所収)。

(89) 拙稿、「幕末一老農の税制分析——常陸国、長島尉信の場合——」、三田学会雑誌 Vol. 75, No. 3 1982. 6。拙稿、「長島尉信の田制史研究と土地所持権思想」、三田学会雑誌 Vol. 78, No. 5 1985. 12。

たとえば、天保7年3月には小宮山楓軒の『農政座右』を借り受け、写本をしながら随所に注記を加えている⁽⁹⁰⁾。その注記を見てみると尉信がもっとも楓軒に同感している所は、先に引用した楓軒が畑方石代の改定に反対しているところである。そこには次の様な尉信の書き込みがある。

「尉信謹テ、小宮山君ノ意、民ノ一息ヲ伸フル者ハ、コノ 廉価アルノミト、又関東ノ通法、動カスヘカラスト心得タルコソ宜シキトハ、其楓廳ニ在テ親シク農ノ艱苦収獲ノ多寡イカンヲ知り玉ヒハ也、愚常ニ耕シ収獲スル所ヲ以、試ニ関東田ノ取ツヨサモ、畠ノ取廉価ナルヲ以、古今中正ニ相カナフモノト思ハル、是ヲ察セス、倍酷ミタリニ畠方ノ通法廉価也、今ノ値ニ当テストシテ、其法ヲ改ントセハ、必中正ニ叶ヘカラス、中正ニカナハサルハ、神人ニクム所、恐ルヘキカナ、実ニ小宮山君ノ如キハ、其国制ヲ守ルノ人ト云ヘシ」

この全面的同感は、おそらく尉信をして楓軒およびその周辺の農政論の撰取に一層向かわしめたであろう。そして、その中でも特に強い影響を与えたものの一つが楓軒等の農政史研究法ではなかったろうか。それは、農政史の史料を収集・調査し綿密な考証を加え、そのような史料により実証的に近世の土地制度・貢租体系を位置付けるという方法であった。楓軒は、本稿で見たように、そのような研究から、やむをえざる歴史的経過として近世の高率貢租が生まれたという結論を引き出していた。この楓軒流の土地制度に関する歴史的考察は、楓軒の思想を越えて長島のような担い手を見いだしていったと思われる。ただ、その影響関係は、また一編の別の主題をなすものであり、本稿の範囲ではない。ここでは、本稿で検討したような立原派の「民富論への模索」が立原派の消滅と共に何等の影響も残さずに消え去ったわけではないことを示す一例としては付言したまでである。

(経済学部助教授)

注(90) 『農政座右 長島尉信写本』 静嘉堂文庫 所蔵 No.90-4。